

技術基準適合証明特性試験のサンプリング

- (1) サンプリングは、原則として J I S Z 9 0 1 5 に規定する計数調整型 1 回抜取検査方法に準拠して行うものとする。
- (2) サンプルの抜き取りはランダムサンプリングを行う。
- (3) サンプリングを行うロットについて、何らかの層別を行うべき論理的基準がある場合は、それに従ってサブロットに分けサンプリングを行う。
- (4) 次の場合は全数に対して試験を行う。
- a. サンプリング品の試験結果に技術基準に適合しないものが 1 台でもある場合。
 - b. サンプルの試験データ等から、品質が均一でないと認められる場合
- (5) サンプルの抜取数は下表による。

抜取台数

申込台数	抜 取	備 考
1 ~ 2	全数	
3 ~ 15	2	
16 ~ 25	2	
26 ~ 50	3	
51 ~ 90	5	
91 ~ 100	8	